

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 5 月 25 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（130 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 130 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月 25 日

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の賞与について、厚生年金保険料の納付記録が無いことが分かった。

しかし、A社が、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していることを確認できる賞与支給明細書があるので、当該保険料が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書（写）、A社から提出された支給控除項目一覧表（写）及び平成 18 年源泉徴収簿（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（130 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 5 月 25 日の標準賞与額（130 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和60年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、平成15年7月10日の標準賞与額（39万円）及び同年12月10日の標準賞与額（13万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を39万円、申立期間②に係る標準賞与額を13万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年7月10日及び同年12月10日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成 21 年 7 月に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、申立期間①については 39 万円、申立期間②については 13 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和62年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、平成17年7月8日の標準賞与額（41万4,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を41万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年7月8日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年7月に提出したことが確

認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間同時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、41 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成3年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、15年7月10日の標準賞与額（21万4,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を21万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年7月10日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年7月に提出したことが確

認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間同時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、21 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、18年7月10日の標準賞与額（45万1,000円）及び同年12月8日の標準賞与額（35万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を45万1,000円、申立期間②に係る標準賞与額を35万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月8日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年7月10日及び同年12月8日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、申立期間①については45万1,000円、申立期間②については35万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、18年12月8日の標準賞与額（42万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を42万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月8日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年7月に提出したことが確

認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間同時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、42 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成8年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、17年7月8日の標準賞与額（31万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を31万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年7月8日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年7月に提出したことが確

認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、31 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成10年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、15年12月10日の標準賞与額（27万7,000円）及び17年12月9日の標準賞与額（14万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を27万7,000円、申立期間②に係る標準賞与額を14万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成17年12月9日

A社から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、このことに気付いた同社は、平成21年7月に社会保険事務所に同届を提出したが、同事務所から、時効のため、年金給付額には反映されない旨の説明を受けた。

このため、申立期間に支給された賞与が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年12月10日及び17年12月9日に、A社から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与支給台帳（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、事業主は申立てに係る同賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給台帳（写）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）における当該賞与額から、申立期間①については27万7,000円、申立期間②については14万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 27 日から 31 年 5 月 2 日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社C工場に正社員として継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時におけるA社C工場の人事関係資料を廃棄している上、申立人が記憶している同事業所の上司1人及び同僚1人は、死亡又は連絡先が不明であること、及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間同時に同事業所に勤務していたことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた4人は、いずれも申立人を記憶していないとしていることから、申立期間当時における申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、B社は、申立期間当時におけるA社C工場の賃金台帳等を廃棄しており、当時の状況を承知している従業員もいないとしている上、上記の申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる従業員4人は、申立期間当時の工場長及び経理担当者を記憶していないため、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、B社から提出されたA社C工場の厚生年金保険被保険者管理台帳に記載されている申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致し

ており、同被保険者名簿によれば、申立人は、同事業所において、被保険者資格を再取得（昭和 31 年 5 月 2 日）した際、同事業所における最初の被保険者資格取得時に交付されていた厚生年金保険被保険者記号番号と別の同記号番号が交付されていることが確認できる。

加えて、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が最初に取得した被保険者資格を喪失した日（昭和 30 年 2 月 27 日）と同日に被保険者資格を喪失し、その後、同事業所において、申立人が、再度、被保険者資格を取得した日（昭和 31 年 5 月 2 日）の約 1 か月後（昭和 31 年 6 月 7 日）に、再度、被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 1 人は、「時期は定かでないが、不景気のため、仕事が少なくなり、会社から、他県にある工場への異動を打診されたが、地元を離れることができなかったのも、その後、景気が良くなり復職するまでの間、一時退職していた。私以外にも同時期に退職した人がいた。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。